

## 伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付要綱

令和2年8月6日告示第241号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市鉄道施設条例（平成26年伊賀市条例第6号）に基づき設置する伊賀線の利用促進と伊賀鉄道株式会社（以下「伊賀鉄道」という。）が発行する通学定期乗車券（以下「定期券」という。）を購入して通学する学生の保護者等の経済的負担を軽減することを目的として、予算の範囲内で交付する伊賀鉄道通学定期券購入費助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付の対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、定期券を購入した者とする。

(助成金の対象となる定期券)

第3条 助成金の対象となる定期券は、伊賀鉄道が運行する路線で有効な定期券であって、その有効期間の全部又は一部が助成金の交付を受けようとする年度（以下「事業年度」という。）に属するものとする。ただし、定期券の購入に当たり市の補助金その他これに類するものの交付を受ける場合の当該定期券は、助成金の対象としない。

2 伊賀鉄道の路線と近畿日本鉄道株式会社又は西日本旅客鉄道株式会社の路線にまたがる定期券は、伊賀鉄道が運行する区間に係る部分に限り助成金の対象とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、定期券の購入金額の3分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、定期券の有効期間の一部が事業年度に属さない場合の助成金の額は、次の式により算定した額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

定期券の購入金額 ÷ 3 × 定期券の有効日数のうち事業年度に属する日数 ÷ 定期券の有効日数

2 紛失等により再購入した定期券については、有効期間のうち既に助成金の交付の対象となった定期券の有効期間と重複する期間を事業年度に属さないものとみなし、前項の規定を適用するものとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、事業年度の5月10日から3月5日までの間に、伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書

類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、事業年度の3月5日までに申請ができないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、事業年度の3月31日まで申請することができる。

- (1) 助成金の対象となる定期券の写し
- (2) 第7条第1項の金融機関口座の口座番号等が確認できるもの
- (3) 助成金の交付を申請する者の身分証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(助成金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

(交付決定等の通知及び交付)

第7条 市長は、前条の審査の結果、助成金の交付を決定したときは、当該交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が指定する金融機関口座（申請者名義のものに限る。）への振込みにより助成金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付をもって、当該申請者に対する助成金の交付決定通知に代えることができるものとする。
- 3 市長は、前条の審査の結果、助成金を交付しないものと決定したときは、当該申請者に対し、伊賀鉄道通学定期券購入費助成金不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたことが判明したときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を定めて当該交付済みの助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月6日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第73号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。